

## 川崎市請負工事成績評定結果の公表に関する実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、川崎市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第14条の規定に基づき、川崎市が発注する請負工事の成績評定結果を公表するにあたり、必要な事項を定める。

### (対象の工事)

第2条 公表の対象は、評定要領第2条により工事成績の評定を行う工事（以下「工事」という。）とする。

### (公表の内容)

第3条 公表の内容は、①契約番号、②工事名、③工事箇所、④請負者名、⑤検査種別、⑥評定点「工事成績採点表（評定要領第1号様式）における評定点合計をいう。」とする。

### (公表の時期)

第4条 公表の時期は、前条の内容を月単位で取りまとめた後、速やかに公表するものとする。

### (公表の場所)

第5条 公表の場所は、かわさき情報プラザにて、行うものとする。

### (公表の方法)

第6条 公表の方法は、自由閲覧方式とする。

### (公表の期間)

第7条 閲覧に供する期間は、検査を実施した年度を含め4年度間とする。

### 附則

この要領は、平成15年10月1日から適用する。

### 附則

この要領は、平成23年1月1日から適用する。

